

第 35 回浜田市農業委員会総会会議事録

平成 29 年 12 月 22 日 午前 9 時 30 分

浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番 原田 義一	3 番 廣瀬 康友	4 番 近重 良治	5 番 林 秀司
6 番 三浦 万人	7 番 欠員	8 番 小川 明人	9 番 佐々岡常喜
10 番 大谷 教義	11 番 齋藤 久行	12 番 橋本 安延	13 番 小谷 保雄
15 番 小松原常雄	16 番 三浦 寿紀	17 番 狹間 延雄	18 番 松山 純久
19 番 欠員	20 番 川方 耕治	23 番 原田 和義	24 番 神田 進
26 番 宮崎 龍生	27 番 渡辺 弘之	28 番 大屋 幸	29 番 渡邊 弘登
30 番 三浦 博文	31 番 岩地 正男	32 番 野上 省三	33 番 佐々木京子
34 番 玉田 一	35 番 埴本 徹夫	36 番 徳田マスエ	37 番 岩田 功

2. 欠席委員

2 番 岡田 勝 委員、 14 番 岡本 健治 委員、
21 番 岡堂 正顯 委員、 22 番 三明多佳志 委員、
25 番 岡本 嗣喜 委員

3. 事務局出席職員

河野農地係長

農林振興課 山本農業振興係長、岡本囑託

…事務局から出ておりまして、全国では5,000人くらいだという風に事務局は言うておりましたが、そんなには居ないだろうと思いましたが、相当な人数がおられて、浜田市からは私と河野係長が参加させていただきました。概略、かいつまんでご報告申し上げますが、今回は特に農地の最適化に関するパネルディスカッションなり、あるいは大会の模様でした。それが、13時半から始まりまして15時半過ぎまでありました。そのあと恒例のごとく国会議員の先生方に面会させていただきました、農地の最適化の問題あるいは、今年をもって水稻の交付金が廃止になりますが、それが今後どの様になるのかという風な事も伺いまして、当日は細田先生、それから大田市出身で今回比例区で当選されております佐々木先生、それと亀井亜紀子先生と直接面談しまして、後の議員の方々とは夜の懇親会で一緒に協議をさせていただきました。竹下先生はたまたま総務会長という事で、公務で出張中でしたので、先生とは全然出会わず、秘書の方と話をさせていただいた訳でございますが、他の先生方は異口同音に島根の農業は守るので心配しないで下さいと、いとも簡単そうに言うておられましたが、そんなに簡単なものではないと思いますが、それでもある先生は、全国統一レベルになることは出来ないのだと、北海道の農業をここで真似をしようとしても出来ないという風な事も言うておられました。いずれにしても、今の交付金の問題にしましても変わるべきものは何らかの財源を持って、水稻の今後に使わせていただきたいとかいう風な事も言うておられましたし、細田先生も毎年言うておられますが、とにかく地元を守るんだという事ばかりいつも言うておられますが、果たしてどうなのだろうかと疑問も持っているところでございます。亀井先生はたまたま、当日国会中でしたので、16時40分ごろから17時までの時間しかお会いできませんで、ほんの短時間でしたが先生曰く、島根の農業を守りますという風な事を言うておられまして、亀井先生はたまたま農林水産委員になつておられますので、私も頑張りますので皆さん方も頑張ってください。と、こちらも励まされたという感じでございます、という事で先ほども言いました様に、農地の利用最適化の関係を中心に大会があり、尚且つ要請活動を行ったという事でございます。今後、段階的に何らかの形で評価されるのではないかという風に思っております。

本日の欠席は、

2 番 岡田 勝 委員、 1 4 番 岡本 健治 委員、
2 1 番 岡堂 正顯 委員、 2 2 番 三明多佳志 委員、
2 5 番 岡本 嗣喜 委員

以上 5 名の方から、欠席の届出が出ております。

また早退は、

3 番 廣瀬 康友 委員、 番 委員、

以上 1 名の方から早退の届出が出ております。

本日の議事録署名者は、

1 5 番 小松原常雄 委員、 1 6 番 三浦 寿紀 委員です。

よろしく申し上げます。

会 長

それでは、座って進めさせていただきます。議事に入る前に、事務局が発言を求めていますのでこれを許可します。お願いします。

事 務 局

(農業委員会事務局長 坂田課長)

皆さんおはようございます。事務局長の坂田です。この度12月議会、閉会が12月の19日今週の火曜日でございました。その議会で無事に新しい農業委員19名の新しいメンバーの同意が得られましたので報告させていただきます。その中で19名の内、半分以上は認定農業者等、あるいは認定農業者に準ずる方がいなければならないという事がございましたが、これは今回達成できませんでした。これにより、議会の同意が必要になった訳でございます。結果的には19名中、その準ずる方も含めまして9名という事で、1名足りなかったという事でございます。今後、また3年度こう言った公募ないし推薦という形で進めていく必要があると思いますけども、事務局としては今後は過半数は何とか確保したいという思いで進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。この任期の内にも退任される農業委員もおられますが、大部分の

方が引き続いて農業委員をやっていただくという事になりますので、新制度に向かつて皆様方のご協力、あるいは業務的にも苦しくなるのでは無いかと言う懸念も持っておりますが、農業の為に一生懸命進めて行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。今後でございますけれども、一応、2月いっぱいまで今の委員で任期があります。それで、3月1日に市長名で総会を開催させていただいて、市長から任命をいただきます。推進委員につきましては、新会長から委嘱がされる予定です。色々と選定につきましては皆様のご協力のおかげで議会の同意をいただきましたことをご報告させていただきます。

それと、休職中の柴田主任主事の代わりとして、臨時職員として手島さんに12月から来ていただくことになりましたので、農業委員の皆様へ報告します。

手島事務

あいさつ

会 長

では、議事に入ります。議第1号、農業振興地域整備計画変更について意見を求めます。

それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局

おはようございます。それでは農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第3条の2第2項の規定により、農業振興地域整備計画変更について審議の上、農業委員会の意見をいただきたいと思っております。では、農業振興地域整備計画変更について、農林振興課農業振興係係長、山本より説明させていただきます。

事 務 局

(農林振興課農業振興係 山本係長)

おはようございます。農林振興課農業振興係の山本です。それでは座って説明させていただきます。事前に浜田農業振興地域整備計画変更理由書という資料を送付させていただいていると思っておりますので、そちらの方をご確認下さい。

それでは、変更理由書の内容を説明いたします。表紙をめくっていただいて、2ページ目の「第1変更の理由」でございます。一般管理分の変更につきまして

は、一般住宅として、1件1筆、230㎡、太陽光発電用地として、1件1筆、1,397㎡、倉庫、車庫及び通路として、2件2筆、1,046㎡、駐車場用地として、2件2筆、452㎡、墓地用地として、1件1筆、9.94㎡、携帯無線機地局として、1件1筆、8㎡、合計8件8筆、3,142.94㎡の農地を除外したいと考えています。また、未編入農用地として、2件5筆、6,135㎡の農地を編入したいと考えています。

次に、「第2変更計画の概要」でございます。農用地区域からの除外する土地としまして、田、26.19a、畑、5.24a、合計31.43aとなっております。3ページ目の(2)農用地区域に含める土地については、田、61.35aとなっております。(3)用途区分を変更する土地については今回ございません。

次に4ページ目の(4)農用地利用計画変更総括表でございます。こちらについては、除外面積と編入面積を含めておりますので、田については、35aの増、畑については、5a減となり、合計で30aの増(四捨五入)となっております。

次に5ページから7ページの別紙1変更土地調書。8ページ、9ページの変更要件確認表において除外の要件確認内容を記載しております。10ページ目の変更要件確認表において編入要件内容を記載しております。12ページ以降の農用地利用計画の変更案を記載しておりまして、21ページの土地利用計画図において、全体の位置図を添付しております。

その次、22ページ以降につきましては、個別の位置図及び写真を添付しておりますので、こちらも併せてご確認ください。

今回は、全部で10件の申出が出ております。

以上、浜田農業振興地域整備計画変更理由書の説明でございます。ご協議をよろしくお願いいたします。

会 長

以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、ご意見、ご質問等がございましたらご発言願います。ございませんか。

無いようですので、質疑を打ち切ります。

今回の農業振興地域整備計画変更についてご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

委 員

～挙手、多数～

会 長

ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長

続きまして、議第2号農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議の上、農業委員会の議決をいただきたいと思えます。

お手元の方に農用地利用集積計画案と利用集積一覧表を、事前にお送りさせていただいておりますのでそちらをご覧ください。今回、申し出のありました利用権設定は、82件216筆、290,212㎡となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。公告日は12月27日を予定しており、利用権設定については、開始日を1月1日以降としております。農用地利用集積計画案については以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長

以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、ご意見ご質問がございましたら、ご発言願います。

第 16 番

(三浦 寿紀 委員)

16番、三浦です。3ページの私が借主の契約なのですが、賃借料が33,670円となっておりますが、実際には10,000円という認識で提出しているのですが、何故このようになっているのでしょうか。

会 長

事務局お願いいたします。

事務局

確かに 10,000 円で記載されておりますが、おそらく反当たりで記入されていると思います。297 m²が 10,000 円で、それを約 3 倍と言いますか、1 反当たりで記載したのだと思います。1 反当たりになると、33,000 円と言う事だと思えます。297 m²で 10,000 円なので、つまり 300 m²で 10,000 円なので、1 反当たりだと 1,000 m²になりますので、33,670 円になるのではないかと思います。なので反当たりが書かれていると思います。

会長

三浦委員、よろしいでしょうか。(はい。)

その他、ございませんか。

無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委員

～全委員、挙手～

会長

ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたのでそのように処理いたします。

会長

続きまして、議第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

農業委員会等に関する法律、第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。

それでは、農地法第3条申請についてご説明いたします。農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号から3号について説明します。申請地は、資料4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は、周布町の田、191 m²と、995 m²と704 m²です。場所は、

浜田市立周布小学校から約 800m と約 550m 南東の、周布 1 町内です。この申請は、譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて、譲受人の耕作面積は 43 a 余りと 105a 余りと、77a 余りとなり、いずれも下限面積基準を満たしております。

続きまして 4 号について説明します。申請地は、資料 5 ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は、三隅町湊浦の畑、外 4 筆の畑、合計 1561.3 m²です。場所は、田ノ浦海水浴場から約 250m から約 500m 南西の、三隅町湊神町です。この申請は、譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて、譲受人の耕作面積は 28 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。なお、写真では荒廃していますが、今後耕作する予定とのことですので 3 条申請にあげさせていただいております。また、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第 3 条申請については、以上 4 件です。

会 長

ただ今、事務局から第 3 条申請についての説明がありました。担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

1 号、2 号は、私の担当地区です。写真でもわかります通り、ここは以前、田んぼを作っていた訳でございますが、耕作されておられた方が病気になられまして、耕作が不能になりました。よって地主の〇〇さん、〇〇さんの方から処分をお願いされまして、この 1 号、2 号につきましては、耕作される方が使い、今後耕作をされるという事でございますので、よろしく願いいたします。

会 長

3 号につきまして、20 番、川方委員お願いします。

第 20 番

(川方 耕治 委員)

20 番、川方です。今回、自作地拡張という事でこの申請となりました。申請者の〇〇さんは、農業一筋で一生懸命努力されている方です。これからの農業

といえども頑張っ行って行かれます事と思ひます。以上、担当委員としての意見で
した。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

会 長 4号につきましては、岡田委員が欠席のため事務局からお願いします。

事務局 岡田委員とお話をして、耕作していただくという事であれば問題ないであろ
うと言うお話でございました。

会 長 以上で、第3条申請について、全て説明が終わりました。皆様方からご意見、
ご質問がございましたらお願いします。

採決に入ります前に、3号につきましては私の案件ですので、議長を本来な
らば職務代理の岡田さんなのですが、本日欠席ですので、事務局の方にお願ひ
したいと思ひます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

(原田 義一 会長 退室)

事務局 (職務代理、坂田局長)
それでは、質問等がございましたらお願いします。

第 33 番 (佐々木京子 委員)
三隅町のこれは、写真を見るととても荒れてはいますが、何を作られるの
でしょうか。

事務局 すみません。何を作られるかまでは確認してはおりませんが、一度草を刈られ
たり、木が生えている所もありましたので切ってもらったりしてからだとは思
うのですが、一番上のところは何かを作られた形跡があるのですけれども、今
は冬ですので何が植えてあったかはわかりませんでした。すみません、何を作
るのかまでは聞いてはおりません。

事務局

(職務代理、坂田局長)

よろしいでしょうか。(はい。)

他にはございませんか。

それでは、採決に入らせていただきます。第3条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委員

～挙手、多数～

事務局

(職務代理、坂田局長)

ありがとうございました。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

原田会長は入室してください。

(原田 義一 会長 入室)

会長

続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料7ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、三隅町向野田の畑、外1筆の畑、合計1,067㎡です。場所は、浜田市立三隅中学校から約500m北の、日ノ原町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に近隣のアパートの駐車場と倉庫を建設するもので、他の農地への影響はないものと思われま

続きまして2号について説明します。申請地は、資料8ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、三隅町岡見の田、971㎡です。場所は、市立岡見公民館から約250m東の、三隅町岡見、中山東地区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を駐車場にするもので、雨水等は河川へ排出するため、他の農地への影響はないものと思われま

続きまして3号について説明します。申請地は、資料9ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、JR周布駅前

の治和町2町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の商業地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するものです。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。農地法第5条申請については、以上3件です。

会長

ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、34番、玉田委員をお願いします。

第34番

(玉田 一 委員)

34番、玉田です。12月14日に事務局と現地に行かせてもらいました。賃貸者の方は、京都にいらっしゃるという事でなかなかこちらに帰って管理をするという事が大変という状況ということでございまして、現況を見ましたけれど、やむを得ない状況かなと思いましたので、よろしく願いいたします。

会長

2号につきまして、27番、渡辺委員をお願いします。

第27番

(渡辺 弘之 委員)

27番、渡辺です。14日に現地を確認しました。駐車場が足りないという事で、隣の駐車場を更に拡大するという形になっております。事務局から先ほど説明

がありましたように問題はないと思いますのでよろしく願いいたします。

会 長

3号につきまして、20番、川方委員お願いします。

第 20 番

(川方 耕治 委員)

20番、川方です。現地を確認しております。事務局の説明通りですので、よろしく願いいたします。

会 長

以上で、第5条申請について、全ての説明が終わりました。皆様方からご意見、ご質問がございましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、採決に入りたいと思います。

第5条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員

～挙手、多数～

会 長

ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されたので、そのように処理をいたします。

会 長

続きまして議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し、再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目の変更登記申請などに必要な証明です。

1号について説明します。資料11ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請

地は、金城町久佐の畑、外 8 筆の田畑、合計 2,654 m²です。場所は、かなぎライディングパークから約 500m 北東の、下久佐町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林原野化しています。

続きまして 2 号について説明します。資料 12 ページ、図面番号⑦をご覧ください。申請地は、大金町の田、他 1 筆の田、合計 2,800 m²です。場所は、市立国府公民館有福分館から約 300m 南西の、大津町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。

続きまして 3 号について説明します。資料 13 ページ、図面番号⑧をご覧ください。申請地は、三隅町河内の畑、185 m²です。場所は、介護老人保健施設アゼーリ水澄みから約 1.5km 南東の、西方寺原です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。

続きまして 4 号、5 号について説明します。資料 14 ページ、図面番号⑨をご覧ください。申請地は、三隅町河内の畑、外 1 筆の畑、合計 267 m²と、同じく三隅町河内の畑、他 2 筆の畑、合計 487 m²です。場所は、介護老人保健施設アゼーリ水澄み横の、下河内町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。

続きまして 6 号について説明します。資料 15 ページ、図面番号⑩をご覧ください。申請地は、三隅町下古和の畑、他 1 筆の畑、合計 267 m²です。場所は、黒沢公民館から約 2km 北東の、黒沢 4 区です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林原野化しています。

続きまして 7 号について説明します。資料 16 ページ、図面番号⑪をご覧ください。申請地は、周布町の畑、他 3 筆の畑、合計 2,527 m²です。場所は、周布郵便局から約 600m 東の、周布 1 町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林原野化しています。

続きまして8号について説明します。資料17ページ、図面番号⑫をご覧ください。申請地は、西村町の田、他1筆の田、合計461㎡です。場所は、JR折居駅から約370m東の、西村2町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。

続きまして9号について説明します。資料18ページ、図面番号⑬をご覧ください。申請地は、三隅町西河内の畑、他3筆の畑、合計528㎡です。場所は、JR三保三隅駅から約460m東の、駅前町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。

転用統制外証明願は、以上9件です。

会長 　　ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、13番、小谷委員をお願いします。

第13番 　　(小谷 保雄 委員)

13番、小谷です。この場所ですが、毎年、調査に行ってどこがどうかわからなかったところですが、写真で見させていただきますとわかります様に、非常に急傾斜地でございまして、今回と言いますか今後も耕作は出来ないだろうという事で、非農地証明の願いが出ました。よろしく願いいたします。

会長 　　2号につきまして、4番、近重委員をお願いします。

第4番 　　(近重 良治 委員)

4番、近重です。写真を見ていただければわかります様に、もう大草で何年も耕作も何もされてない土地です。ですので、私も調査に歩くのもしんどいくらいの所で、これをどうしたいのか分からないと言いながらも、調査資料はこれを不法にして欲しいというような事を頼まれたと言っておられるので、農地を外してもらえないという事で、農地を転用してもらった事になりましたので、

よろしくお願いいたします。

会 長 3号、4号、5号につきまして、34番、玉田委員お願いします。

第 34 番 (玉田 一 委員)

34番、玉田です。3号、4号、5号ですが、いずれも災害復旧をなさると言う風に聞いておりますけれども、現地は写真の5ページの⑧⑨を見ていただきますとお判りのように、ほとんど原野化しておる状態でございますので、災害復旧ということもありますし、やむを得ないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

会 長 6号につきまして、32番、野上委員お願いします。

第 32 番 (野上 省三 委員)

32番、野上です。先ほど、玉田委員が言われました様に、ここも災害復旧という形でございますのでよろしくお願いいたします。

会 長 7号につきましては、私の担当ですが、写真の6ページの一番下を見ていただけるとわかります様に、10年も20年も作っていた形跡がありませんで、周りの人が見かねて草を刈られてこの様な状況になっているということでございます。ですので、今回非農地扱いにしてもやむを得ないのでは無いかという風に思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長 8号につきまして、20番、川方委員お願いします。

第 20 番 (川方 耕治 委員)

20番、川方です。農地パトロール等で何度もここを通るのですが、まさかここが農地とは思いませんでした。写真を見て下さい。農地として耕すのは大変難しいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

会 長 9号につきましては、岡田委員が欠席のため、事務局からお願いします。

事 務 局 写真の方を見ていただきましても、山の中でとても行けそうにないという状況だったという事で、非農地証明は仕方ないだろうと聞いておりますのでご報告いたします。

会 長 以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方からご意見、ご質問等ございましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、採決に入ります。

転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

委 員 ~挙手、多数~

会 長 ありがとうございます。以上で転用統制外証明願については承認されたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、協議、報告事項について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、農地利用目的変更届について報告いたします。農地利用目的変更届とは、自己の所有する田を埋め立てて畑や果樹園など、利用の目的を変更する場合に届け出ていただくものです。

1号について説明します。資料20ページ、図面番号⑭をご覧ください。届出地は、三隅町三隅の田、外1筆の田、合計590㎡です。場所は、浜田市立三隅中学校から約820m東の、三隅町小野町内です。この届けは、田を畑として利用するものです。

続きまして、農業用施設に供する届について報告いたします。農業用施設に供する届とは、自己の所有する農地を農道やため池、200㎡未満の畜舎、農業用

倉庫などの農業用施設に転用する場合、第4条転用許可を受けなくても農地転用できるというものです。

1号について説明します。資料22ページ、図面番号⑮をご覧ください。届出地は、旭町木田の田、387㎡の内45㎡です。場所は、旧木田小学校から約650m西の、木田4行政区です。この届けは、届出地に農機具倉庫を建設するというものです。

以上、報告します。

会 長 その他、事務局からありましたらお願いします。

事務局 その前に、まず今回課長からもお話がありましたように、12月の議会で皆様のご協力により、農業委員さん無事に議会の同意をいただきました。本当にご協力ありがとうございました。私の方からも一言、お礼申し上げます。

事務局連絡でございますが、毎年でございますが、確定申告に伴う農業新聞の領収書の発行についてです。まだ今年は、お話しはいただいておりませんが、来年の確定申告書の資料となります、全国農業新聞の領収書についてですが、来年1月に総会案内時に一緒に送付をしたいと考えております。現在のところ、1月5日くらいに発送の予定でおります。もし、これで都合が悪い、もっと早く欲しいという方がおられれば、事務局の方に連絡いただければ対応したいと思っております。

会 長 それでは、全体を通じて、何かご質問やご意見はございますでしょうか。

無いようですので、以上を持ちまして総会を終わらせていただきますが、今年も残りあと10日となりました。皆様方につきましては、一家お揃いで新しい年をお迎えになられますことをご祈念申し上げまして、第35回の総会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

終了 午前10時40分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員